

茨城県パワーアップ融資のご案内

茨城県信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている中小企業の皆様に、茨城県パワーアップ融資で資金繰りのサポートをしております。

制度名	県パワーアップ融資		
認定要件	県内に事業所を有し、事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、下記のいずれかの要件に該当する方 要件1号 直近3か月の受注高又は売上高が前年同期比で5%以上減少している方 要件2号 直近3か月の受注高又は売上高が前年同期比で減少し、かつ、直近の決算で損失を計上している方 要件3号 直近3か月の粗利益が前年同期比で5%以上減少している方 要件4号 中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号の規定に基づき市町村長の認定を受けた方（経営安定関連保証） 要件5号 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町村長の認定を受けた方（危機関連保証） 要件6号 県が指定した倒産事業者に対し、50万円以上の売掛債権等を有している方		
制度略称	県パワー1	県パワー2	県パワー3
対象者	要件1～3号の対象者	要件4号,6号の対象者	要件5号の対象者
融資限度額	5,000万円	5,000万円	5,000万円
融資期間	運転資金 7年以内（据置2年以内） 設備資金 10年以内（据置3年以内） 運転設備併用 7年以内（据置2年以内）	運転資金 7年以内（据置2年以内）	運転資金 7年以内（据置2年以内） 設備資金 10年以内（据置3年以内） 運転設備併用 7年以内（据置2年以内）
融資利率	3年以内 年1.3% 3年超5年以内 年1.4% 5年超7年以内 年1.5% 7年超10年以内 年1.6%	3年以内 年1.3% 3年超5年以内 年1.4% 5年超7年以内 年1.5%	3年以内 年1.3% 3年超5年以内 年1.4% 5年超7年以内 年1.5% 7年超10年以内 年1.6%
県の利子補給	なし（注1）	<要件4号> 3年間全額補助（注2） <要件6号> なし（注1）	3年間全額補助
信用保証料率	年0.45%～1.90% ※経営安定関連保証、危機関連保証を利用する場合は、各制度の要件を満たすことが必要となります。	<要件4号> 経営安定関連保証（1～3号,6号） 年0.90% 経営安定関連保証（4号,5号） 年0.70% 経営安定関連保証（7号,8号） 年0.80% <要件6号> 年0.45%～1.90%	危機関連保証 年0.7%
県の信用保証料補助	10%補助（注3,4）	<要件4号> 50%補助（注5） <要件6号> 10%補助（注3,4）	50%補助
責任共有制度	責任共有対象	<要件4号> 経営安定関連保証（1～4号,6号）責任共有対象外 経営安定関連保証（5号,7号,8号）責任共有対象 <要件6号> 責任共有対象	責任共有対象外
担保	必要に応じて		
保証人	原則法人代表者のみ（個人事業主の方は原則不要）		
認定申請窓口	商工会、商工会議所、茨城県中小企業団体中央会 ※経営安定関連保証、危機関連保証の認定申請窓口は市町村		

- (注1) 経営安定関連保証（4号,5号）又は危機関連保証を利用した場合は、3年間の利子の全額を県が補助します。
(注2) 経営安定関連保証（4号,5号）を利用した場合に限ります。経営安定関連保証（1～3号,6～8号）を利用した場合は利子補給を受けられません。
(注3) 一部の場（信用保証料率区分⑥～⑨が適用される場合）を除き、信用保証料の10%を県が補助します。
(注4) 経営安定関連保証（4号,5号）又は危機関連保証を利用した場合は、信用保証料の50%を県が補助します。
(注5) 経営安定関連保証（4号,5号）を利用した場合に限ります。経営安定関連保証（1～3号,6～8号）を利用した場合は10%の補助になります。
(注6) 令和2年3月2日から3月31日までに県パワーアップ融資を利用（経営安定関連保証4号・5号、危機関連保証に限る）した場合は、元金償還が1年以上経過してなくても、県パワーアップ融資で借換することが可能です。
(注7) 審査の結果ご希望に添えない場合があります。

企業とえがく地域の未来 いばらきの地方創生を応援します！

茨城県信用保証協会

ホームページはこちら



LINEはこちら



本店営業部

〒310-0801
水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館6階
保証課県央・鹿行グループ ☎029-224-7812
保証課県北グループ ☎029-224-7826

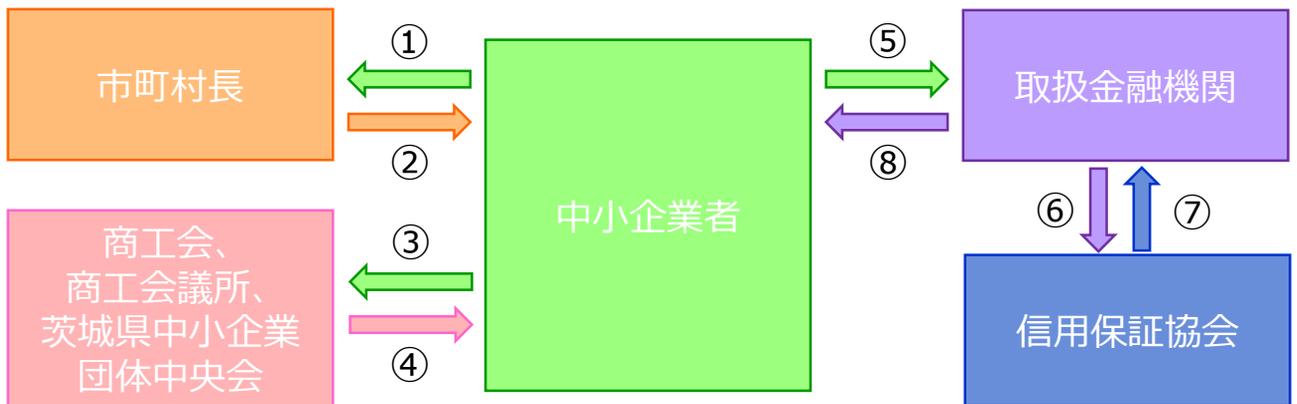
土浦支店

〒300-0043
土浦市中央二丁目2番28号
保証課県南グループ ☎029-826-7812
保証課県西グループ ☎029-826-7826

経営支援部

〒310-0801
水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館2階
経営支援課本店担当グループ ☎029-224-7813
経営支援課支店担当グループ ☎029-224-7858
経営支援課経営相談グループ ☎029-224-7823
創業支援課 ☎029-224-7865

融資実行までの事務フロー



- ①「中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号にかかる認定（経営安定関連保証）」、「中小企業信用保険法第2条第6項にかかる認定（危機関連保証）」の申請
- ②「中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号にかかる認定書（経営安定関連保証）」、「中小企業信用保険法第2条第6項にかかる認定書（危機関連保証）」の交付
- ③茨城県パワーアップ融資の認定の申請
- ④茨城県パワーアップ融資の認定書の交付
- ⑤融資申込
- ⑥保証依頼
- ⑦保証承諾
- ⑧融資実行



商工会、商工会議所、茨城県中小企業団体中央会への 茨城県パワーアップ融資の認定申請時の添付書類

1	要件1号～6号 共通	許認可等の必要な業種にあつては、許認可等の写し
		県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）
		資金繰り表
		設備資金の場合は、見積書又は契約書の写し
2	要件1号～3号 の場合	前期決算書又は税務申告書の写し
		前期及び当期の月別受注高・売上高の明細書又は月別試算表等
3	要件4号の場合	中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号にかかる認定書（経営安定関連保証）
4	要件5号の場合	中小企業信用保険法第2条第6項にかかる認定書（危機関連保証）
5	要件6号の場合	パワーアップ融資に係る倒産企業届出書
		県指定倒産業者に対し有する売掛金債権等が確認できる書類の写し